

新神戸駅間通路（中間広場）におけるデザイン提案・施工業務
公募型プロポーザル実施要領

令和7年5月
神戸市経済観光局

1 業務名称

新神戸駅間通路（中間広場）におけるデザイン提案・施工業務（以下「本業務」という。）

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

JR 新神戸（新幹線）駅は、観光やビジネス、通勤・通学などで、多くの人が利用する駅である。新幹線を降りて神戸の中心地である三宮方面へ移動する際には、ほとんどの方が地下鉄新神戸駅を利用されている。

このたび、JR 新神戸（新幹線）駅と地下鉄新神戸駅を結ぶ通路の壁面等を神戸の魅力の発信の場と位置づけ、アート等を使用した魅力的な空間演出を行うことで、新神戸駅間通路を通行される方への歓迎や再訪勧奨等を行うことを目的とする。

(2) 業務内容

別紙仕様書（案）のとおり

(3) 契約上限額

金 2,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 契約期間

契約締結日から令和 7 年 12 月 26 日まで

(5) 履行場所

JR 新神戸（新幹線）駅～地下鉄新神戸駅通路間 中間広場周辺エリア
※別紙「エリア図」参照

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(7) 施工時期

前展示（神戸空港国際化 PR）が終了した令和 7 年 10 月 1 日以降、可能な限り速やかに着手できるよう努めること。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結せず、契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙「契約書案（頭書及び委託契約約款）」参照

- (4) 契約保証金に関する事項
 契約保証金の額は、神戸市契約規則第 24 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 3 以上の額とする。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第 25 条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除する。
- (5) その他
 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生手続又は再生手続を行っていない者であること。
- (3) 企画提案書の提出時点において、神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月 26 日市長決定）第 5 条各号に該当する団体でないこと。
- (6) 業務の遂行にあたり、連絡、調整、打ち合わせ等に際し迅速に対応できる体制を有していること。
- (7) 各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (8) 共同企業体による受託も可能だが、その場合は代表者を決定することとし、代表者及び構成員が上記(1)から(7)を全て満たすこと。また、本市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。
- (9) その他注意事項
 - ① 単体で応募する企業は、他の共同企業体の構成員となることはできない。また、複数の共同企業体の構成員として参加することはできない。
 - ② 構成員は、「デザイン」「施工」の業務の一部に限り、構成員以外の企業に請け負わせることができるが、業務の全部を構成員以外の企業に請け負わせることはできない。また、構成員以外の企業に業務の一部を請け負わせる場合は、事前に本市の承諾を得ること。

5 スケジュール

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| (1) 公募開始 | 令和 7 年 5 月 21 日（水） |
| (2) 参加申請及び質問受付期限 | 令和 7 年 6 月 4 日（水）17 時まで |
| (3) 質問に対する回答 | 令和 7 年 6 月 10 日（火）予定 |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 令和 7 年 7 月 3 日（木）17 時まで |
| (5) 事業者選定委員会参加可否の通知 | 令和 7 年 7 月 7 日（月）予定 |
| (6) 事業者選定委員会（プレゼン審査） | 令和 7 年 7 月 14 日（月）予定 |
| (7) 委託予定事業者の決定 | 令和 7 年 7 月下旬予定 |
| (8) 契約締結・事業開始 | 令和 7 年 8 月上旬予定 |

6 参加申請手続き

- (1) 提出期限
令和7年6月4日（水）17時まで
※持参による場合の受付時間は、開庁日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の9時から12時まで及び13時から17時までとする。
- (2) 提出方法
郵送、持参及びEメール
- (3) 提出場所
神戸市経済観光局観光企画課（三宮ビル東館9階）
- (4) 提出書類
次の①～⑥に掲げるものを、紙及びデータ（PDF形式）で提出すること。また、データ容量が大きく、送付できない場合は本要領11の担当部署まで連絡すること。なお、神戸市の入札参加資格がある場合、又は直近1年以内に神戸市経済観光局観光企画課に別件契約又はプロポーザルのために提出している書類若しくは受託実績があり、かつ内容に変更がない場合は、下記②及び④の提出は不要とする。
 - ① 参加申請書兼誓約書（様式1号）
 - ② 法人登記簿謄本（提出日から起算して3ヶ月以内のもの）
 - ③ 団体概要（様式2号）
※直近事業年度の決算報告書、会社概要、パンフレット等も可とする。
※共同企業体の構成団体は（様式5号）を使用すること。
 - ④ 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、区市町村税の各納税証明書（直近1年分、写しでも可）
※滞納がないことを証明する納税証明書によること。
※国税（法人税、消費税及び地方消費税）の詳細については国税庁ホームページを参照すること（<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>）。
※当該区市町村において、上記様式がない場合は各区市町村民税の納付を証する証明書様式にて提出すること。
 - ⑤ 神戸市契約事務等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式3号）
 - ⑥ 共同企業体結成届出書（様式4号）
※共同企業体による参加申込の場合のみ提出すること。
※共同企業体による参加申込を行う場合は、全ての構成員について、上記②～⑤を提出すること。

7 本公募に対する質問

- (1) 提出期限
令和7年6月4日（水）17時まで（必着）
※持参による場合の受付時間は、開庁日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の9時から12時まで及び13時から17時まで。
- (2) 提出方法
郵送、持参またはEメール

- (3) 提出場所
神戸市経済観光局観光企画課（三宮ビル東館9階）
- (4) 提出書類
質問票（様式6号）
※応募（企画提案）にあたり、本質問票の提出は必須ではない。
- (5) 質問に対する回答
 - ① 回答日
令和7年6月10日（火）（予定）
 - ② 回答方法
全ての質問をとりまとめ、応募者全員に対し、質問事項及び回答を電子メールにて送信する。なお、質問した事業者名は公表しない。

8 応募（企画提案）の手続き

- (1) 提出期限
令和7年7月3日（木）17時まで
※持参による場合の受付時間は、開庁日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の9時から12時まで及び13時から17時までとする。
- (2) 提出方法
郵送、持参及びEメール
- (3) 提出場所
神戸市経済観光局観光企画課（三宮ビル東館9階）
- (4) 提出書類
次の①～③に掲げるものを、紙及びデータ（PDF形式）で提出すること。また、データ容量が大きく、送付できない場合は本要領11の担当部署まで連絡すること。
 - ① 企画提案書（様式自由、（ア）以外はA4サイズ）【9部】
 - （ア）企画提案書
※提案するコンセプトを記載すること。
※その他、仕様書で指定している項目について必ず記載すること。
 - （イ）パース図
 - （ウ）デザインイメージ
※過去の類似した業務内容から、イメージが分かるものを添付すること。
※応募段階では完成したデザインを提出する必要はない。
 - （エ）工程表
※デザイン作成と施工それぞれに要する日数を明記すること。
 - （オ）実施体制が分かる資料
※総括責任者、デザイン担当者、施工担当者をそれぞれ擁立すること。
 - ② 見積書（様式自由、A4サイズ）【9部】
※デザイン作成と施工それぞれの内訳がわかるように明記すること。
 - ③ その他補足資料（様式自由、A4サイズ）【9部】

9 選定に関する事項

(1) 選定方法

- ① 本企画提案の審査については、「新神戸駅間通路（中間広場）におけるデザイン提案・施工業務委託事業者選定委員会」（以下、「事業者選定委員会」）において、提出された企画提案書等に基づく、原則対面によるプレゼンテーションの内容に対して審査を行い、評価基準により最も優れた企画・提案を行った事業者を最優秀提案者として契約の相手方の候補者として選定する。
- ② 応募者多数の場合には、プレゼンテーション審査に先んじて書類審査を実施し、その結果によってはプレゼンテーション審査の対象外となる場合があることに留意すること。
- ③ 応募者が1者のみの場合も、選定委員会において受託者してふさわしいかどうかを、プレゼンテーション審査によって審査する。
- ④ 提出された企画提案書等について評価基準に基づく評価を行い、その結果、6割以上の点数を得られなかった場合は契約候補者として選定しない。

(2) 事業者選定委員会

- ① 日程
令和7年7月14日（月）（予定）
- ② 場所
神戸市役所内（予定）
- ③ 内容
企画提案者によるプレゼンテーション（10分程度、質疑応答は別途）
- ④ その他
 - ・説明は本業務に携わる者（責任者又はこれに準ずる者）が行うこと。
 - ・投影用ディスプレイ及び操作用PCは、事前に担当部署にて用意したものを使用できることとする。

(3) 選定基準

評価項目	評価ポイント	配点
提案に関する配点	<p>① コンセプト及びデザイン [30点]</p> <ul style="list-style-type: none">・神戸らしさを盛り込んだ神戸市の魅力発信の場として相応しい場所となっている。・提案エリア外の他の空間（地下鉄新神戸駅改札前コンコース、売店通路、エスカレーター周辺）とも調和したものとなっている。・通行される方へ歓迎や再訪を促すものとなっている。・神戸市内での消費行動につながるものとなっている（地場産品のPRや観光施設への誘客など）。 <p>② 空間創出 [20点]</p> <ul style="list-style-type: none">・多くの方が快適に利用できる工夫がなされている。・アート等を使用し、往来する人を惹きつけるような仕掛けがある。・任意提案エリアについても提案がある。 <p>③ 安全性・耐久性等 [10点]</p> <ul style="list-style-type: none">・維持管理上の費用を低減させる工夫がなされている。	60点
遂行能力に関する配点	<p>① 業務実績 [10点]</p> <ul style="list-style-type: none">・過去の業務実績に本業務に類似した実績がある。	20点

	<p>② 実施体制の確保 [10 点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的な知見や知識を有しており、許認可手続きを含む本業務を安全に遂行するにあたり十分な人員と管理体制が確保できる。 ・ 事業スケジュールが具体的かつ効率的で無理がない。 	
所在地に関する配点	<p>①事業所所在地 [10 点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地元事業者 …10 点 ・ 準地元事業者 … 5 点 <p>※地元事業者とは、本社が市内にある企業である。 ※準地元事業者とは、本社は市内にないが、法人市民税の課税対象となる支店・営業所等を神戸市内に有する企業である。 ※共同企業体の場合は、代表企業および構成員すべてが地元事業者である場合は 10 点、代表企業および構成員のうち少なくとも 1 者が地元事業者である場合は 5 点、それ以外の場合は 0 点とする。</p>	10 点
費用に関する配点	<p>提案費用の妥当性 [10 点]</p> <p>※費用評価点 = 10 点満点 × (最低提案価格 ÷ 事業者の提案価格)</p>	10 点

※各委員の点数の合計点が最も高い事業者が複数あった場合は、次の項目の順により順位を決定する。

(ア) 【提案に関する配点】の合計点数が最も高い者

(イ) (ア) が同点の場合は、【遂行能力に関する配点】の合計点数が最も高い者

(4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の応募者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ 企画提案書及び見積書等の必要書類が提出期限を過ぎて到着したとき。
- ⑥ 見積書に記載の見積金額が本実施要領に定める契約上限額を超過しているとき。
- ⑦ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(5) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに全ての応募者に通知し、選定した事業者の社名、総得点及びパース図と、他の応募者の総得点を本市ホームページで公表する。

また、応募者は選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して 7 日（休日等を除く。）以内に、受託候補者に選定されなかった理由について書面により説明を求めることができる。この場合、説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して原則として 10 日（休日等を除く。）以内に書面等により回答する。理由の説明については原則として応募者の評価項目別の点数を示すものとする。

10 その他

- (1) 本プロポーザルの提案に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 本要領に修正や変更、追加等があった場合は、本市ホームページの「事業者募集」のページ内に掲載している内容を更新する。<https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/business/recruit/index.html>
- (3) 提出された企画提案書は、審査以外に応募者に無断で使用しない。ただし、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 提出書類は、選定結果の如何にかかわらず返却しないものとする。
- (5) 本業務において作成した成果物の著作権の帰属、若しくは譲渡は求めず、著作人格権の不行使も求めない。ただし、受託者は本市が本業務において作成した成果物を本市作成の印刷物に掲載することと本市ホームページ・SNS 等広報媒体に掲載することは許諾することとする。
- (6) 企画提案書の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象となっているものを使用した結果生じた責任については、応募者が負う。
- (7) 応募（企画提案）に関わる書類について、期限後の提出や差し替え等は認めない。
- (8) 参加申込後に、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに、「参加辞退届（様式7号）」により本要領11の担当部署に届け出ること。

11 担当部署、問い合わせ先

①神戸市経済観光局観光企画課（代表）

【所在地】〒651-0087 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館9階

【電話番号】078-984-0361 【FAX番号】078-984-0360

【Eメール】kobe_tourism_03@office.city.kobe.lg.jp

②神戸市経済観光局ファッション産業課

【所在地】〒651-0087 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館4階

【電話番号】078-984-0349 【FAX番号】078-984-0339

【Eメール】fashion@city.kobe.lg.jp